

## 建築基準法による命令の公告

### 建築物の所在地

埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷字宿 212 番地 2、213 番地 3

### 命令を受けた者の住所氏名

埼玉県入間郡越生町大字古池 64 番地 1

荻久保 左内

この建築物は建築基準法に違反しているので、同法第 9 条の規定に基づき、当該工事に係る作業の停止を命じたものである。

平成 29 年 7 月 31 日

埼玉県知事 上 田 清 司

### (注意)

1. この標識は建築基準法第 9 条 1 3 項の規定に基づき設置したものである。
2. この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられることがある。
3. 

3. <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>水道</td></tr><tr><td>電気</td></tr><tr><td>ガス</td></tr></table> の供給を保留するよう	水道	電気	ガス	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>水道</td></tr><tr><td>電気</td></tr><tr><td>ガス</td></tr></table> 事業者へ通知することがある。	水道	電気	ガス
	水道						
	電気						
ガス							
水道							
電気							
ガス							